

# 吹田市産後家事支援事業でできること・できないこと

◆原則として、家事支援は室内で日常的に行う家事が対象となり、非日常的(一時的)な家事は支援の対象外となります。また、保護者が自宅に不在の状態では、家事支援を行うことはできません。

この事業は、乳幼児を養育する方の支援が目的であることから、サポーターはお手伝いが中心となります。

家事支援	○できる(例)	×できない(例)	備考
①食事の準備・後片付け 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な調理(下ごしらえ、味付け)</li> <li>・配膳</li> <li>・片付け</li> <li>・テーブル拭き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等)</li> <li>・来客の応接(飲物や食事の手配等)</li> </ul>	日常的に申請者が担っている範囲で、同居家族分も支援対象とします。
②衣類の洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯機を回す</li> <li>・洗濯物を干す、取り込む、たたむ</li> <li>・タンス等への片付け</li> <li>・アイロンがけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等)</li> <li>・大量のアイロンがけ</li> </ul>	日常的に申請者が担っている範囲で、同居家族分も支援対象とします。
③居室等の掃除・整理整頓 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、モップかけ程度)</li> <li>・新聞や雑誌等の簡易な片付け</li> <li>・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除</li> <li>・玄関、ベランダの簡易な掃除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスコンロ、シンク、エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸、窓等の掃除</li> <li>・年末等の大掃除</li> <li>・床のワックスがけ</li> <li>・浴室の天井・壁掃除、カビ取り</li> <li>・庭・バルコニーの掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等)</li> <li>・大型家具の移動を伴う掃除</li> </ul>	
④生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重量のあるもの(飲料水等の箱買い)</li> <li>・出産祝いのお返しの買い物</li> <li>・家具、電気器具等の購入</li> <li>・その他日常生活必需品以外の買い物</li> </ul>	購入にかかる費用・交通費は利用者負担になります。(立替払い不可)
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布団干し、シーツ交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行への振込み、引き出し等</li> <li>・市役所等への申請手続き等</li> <li>・自動車の給油、洗車、清掃</li> <li>・ペットの世話</li> <li>・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等)</li> <li>・自営業の手伝い</li> <li>・クリーニング店への受渡し</li> <li>・ベビーベッド、乳児用玩具の組み立て、取り付け</li> </ul>	

◆一部の支援を除き、原則として育児補助は居宅内で行う支援が対象です。児に直接触れる支援はできません。  
 また、保護者が自宅に不在の状態で、育児補助を行うことはできません。

育児補助	○できる(例)	×できない(例)	備考
①授乳の補助 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沸し、ポット等への移し替え</li> <li>・粉ミルク調合</li> <li>・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児にミルクを与える(授乳の手伝いは可)</li> </ul>	
②おむつ交換の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ交換用の物品の準備</li> <li>・交換した紙おむつの廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児のおむつを交換する</li> <li>・対象児の着替えを行う</li> <li>・布おむつの洗濯(手洗い)</li> </ul>	
③沐浴の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーバスの用意、片づけ</li> <li>・沐浴の補助や着替えの補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児を風呂に入れる</li> </ul>	
④外出の付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩の付き添い</li> <li>・健診や予防接種の付き添い(自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、吹田市内の医療機関であれば、サポーターとの現地待ち合わせ可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の同伴なしの外出</li> <li>・冠婚葬祭等の付き添い</li> <li>・サポーターの自家用車に同乗しての外出</li> </ul>	付き添い等で外出する場合のサポーターの交通費は利用者負担になります。(立替払い不可)

※外出の付き添いは、保護者の同伴が必要です。また、自宅からサポーターが付き添う場合、利用者が運転する自家用車への同乗はできませんので、移動には公共交通機関、タクシーを利用してください。  
なお、きょうだいの同伴は可能ですが、きょうだいへの支援を主目的とする内容は利用できません。